

第6章 実施すべき特定事業等

6-1 特定事業・特定事業計画の概要

(1) 特定事業・特定事業計画とは

実施すべき特定事業等を整理するに当たって、特定事業及び特定事業計画について整理しました。

① 特定事業

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つの事業※（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正による創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。

※主としてハード整備に関する事業

基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

出典：国交省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

② 特定事業計画

各事業者がバリアフリー基本構想で定めた特定事業に基づき、事業計画を作成し、バリアフリー事業を実施していくこととなります。この事業計画が「特定事業計画」です。

特定事業計画に定めるべき事項については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」において規定されています。

(2) 特定事業計画策定の流れ

令和6年から令和7年度にかけての特定事業計画の策定の流れは以下の通りとなります。

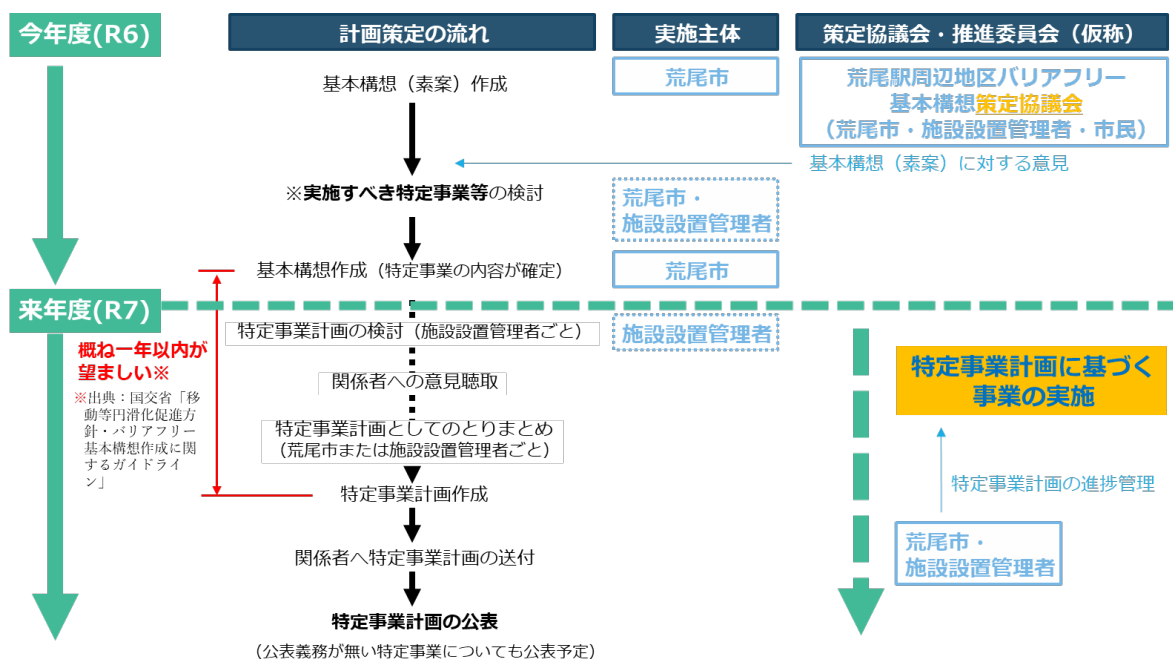


図 6-1 特定事業計画策定の流れ

6-2 整備目標時期

本構想では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を整備方針で定めた上で、緊急性を要する場合などを考慮し、以下の考え方に沿って、短期（５年）、中期（１０年）長期（１０年以上）に目標を分け、実施すべき事業を設定します。

表 6-1 整備目標時期

短期（５年）	緊急性を要するなど経過措置を用いても整備を実施	2029年（令和11年）までに実施を目標
中期（10年）	可能な限りバリアフリー基準に沿った整備を実施	2034年（令和16年）までに実施を目標
長期（10年以上）	現段階で整備時期は明示できないが、実現に向けて検討を継続	2034年（令和16年）以降に実施を目標

6-3 公共交通特定事業等

(1) 対応方針

- ・ JR 荒尾駅やその周辺は、高齢者・障がい者等の方々を含む多くの市民が日常的に利用することはもちろん、あらお海陽スマートタウンの整備による観光客などの利用増加も想定されます。そのため、誰もが分かりやすく、また、駅東側からの駅へのアクセス性向上も含めて安全で円滑に目的地に移動できるよう、荒尾駅の再整備に合わせて東西自由通路も含めた経路の確保・案内・休憩施設の充実を図ります。
- ・ 当事者に対する案内・情報発信については、点字による案内を充実するとともに、音声案内や電光掲示板の設置、職員へのバリアフリー教育の実施などを通じたソフト対応等、柔軟な対応を可能とします。
- ・ 様々な利用者が安全で快適に利用できるよう、荒尾市内における公共交通のバリアフリー対策を進めていきます。

(2) 各施設の課題及び実施すべき特定事業等

表 6-2 実施すべき特定事業等

施設名	課題	整備項目	特定事業は○	整備目標時期			整備主体
				短期	中期	長期	
JR荒尾駅	①通路・垂直移動施設						
	駅構内に階段がなく、エレベーターがない。	駅構内にエレベーターの設置。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	跨線橋に視覚障がい者誘導用ブロックがなく、途中に急勾配がある。	視覚障がい者誘導用ブロックの設置。手すりの設置。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	階段の蹴上の高さが統一されていない。	プラットホームとの接続部分の改良。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	東側に出入口がない。	東西自由通路の設置。	○		●		荒尾市
	道路特定事業として実施		○		●		
	②改札付近						
	有人の時間が午前中のみで、視覚障がい者や車いす利用者が補助を受けられない時間帯がある。	あんしんサポートネット等のサービスを広く周知。			継続して実施		九州旅客鉄道株式会社
	音声案内が無く、券売機と窓口の場所が分からない。	既存のあんしんサポートネット等のサービスの活用と合わせて、視覚障がい者誘導用ブロックの整備。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	窓口の高さが車いす利用者に合っていない。窓口の下に空間に荷物置きがあり、車いす利用者の邪魔になる。	支障物件の移設・撤去。窓口の改良。	○		●		九州旅客鉄道株式会社

施設名	課題	整備項目	特定 事業 は○	整備目標 時期			整備主体
				短期	中期	長期	
JR荒尾駅	③プラットホーム						
	音声案内がないため、何番線か分からない。	自動放送等による周知。			●		九州旅客鉄道株式会社
	視覚障がい者誘導用ブロックのレイアウトが不適切。	視覚障がい者誘導用ブロックの改良。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	視覚障がい者がホームから転落する恐れがある。	内方線付き点字ブロックの整備。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	ベンチが少ない。	待合室のベンチを充実させる。	○		●		九州旅客鉄道株式会社
	④トイレ						
	車いす用のトイレがなく、トイレ内に手すりがない。	オストメイト対応等多機能トイレの整備。	○		●		九州旅客鉄道株式会社 荒尾市
	視覚障がい者誘導用ブロックのレイアウトが不適切。	視覚障がい者誘導用ブロックの改良。	○		●		九州旅客鉄道株式会社 荒尾市
	⑤案内設備						
	券売機の地図の文字が小さい。	改札口における案内設備の改良。			●		九州旅客鉄道株式会社
JR荒尾駅 駅前広場	①案内設備						
	バス停案内板の文字が小さく、音声案内がない。	案内板の改良。音声案内の整備。			●		荒尾市
	②通路						
	自動車動線との交差により、視覚障がい者誘導用ブロックが途切れているため、バス停までの動線が分かりにくい。	エスコートゾーンの設置。			●		荒尾市
	白線等が消えている箇所がある。自動車動線と歩行者動線の錯綜が起きている。	薄い箇所の横断歩道の引き直し。			●		荒尾市
	駅舎からバス停まで屋根がない。	バス停まで続く屋根の設置。			●		荒尾市
	③その他						
	視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車が置かれている。	支障物の移設・撤去。ルール徹底。			●		荒尾市
駐輪場付近の歩行者専用道路の横断勾配がきつい。	水平区間の確保。			●		荒尾市	

6-4 道路特定事業等

(1) 対応方針

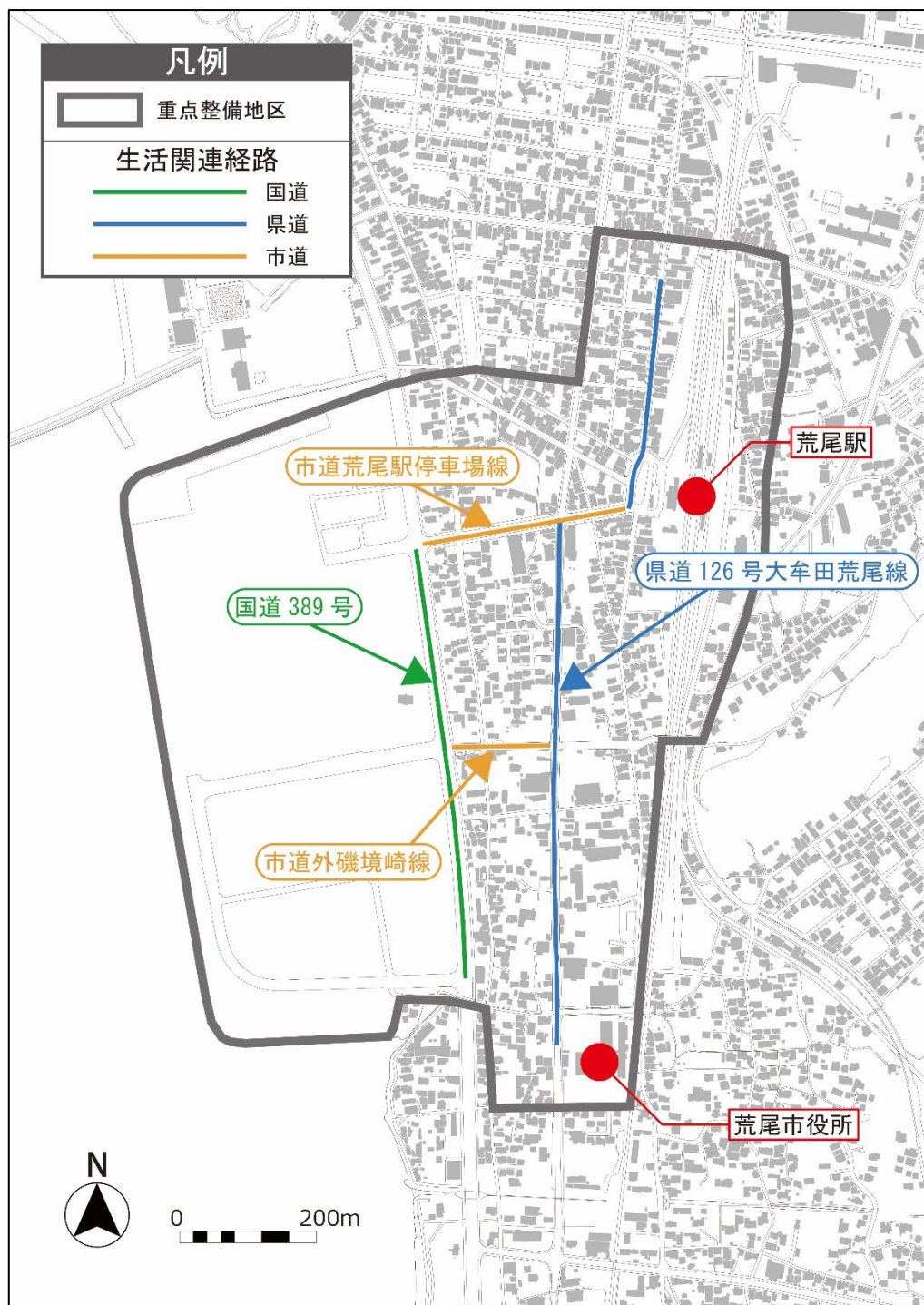
- ・ 重点的・優先的にバリアフリー化を図る道路として位置づけた生活関連経路については、安全な歩行空間の確保を目指します。なお、道路移動等円滑化基準への早期対応が困難であり、安全面から緊急性等を考慮する場合は経過措置・代替案の検討・採用を行います。
- ・ 新しく整備する道路については、道路移動等円滑化基準に沿って、安全かつ円滑な歩行空間の整備を推進します。
- ・ JR 荒尾駅からあらお海陽スマートタウンへのルート上など、多くの利用が想定される経路を中心に、快適にまちなかを周遊できるようにスマートタウンとの整合性も図りながら整備します。

(2) 各施設の課題及び実施すべき特定事業等

特定事業等の対象とする生活関連経路は以下の通りとなります。

表 6-3 対象の生活関連経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間
熊本県	国道389号	大島交差点～龍クリーニング前
熊本県	県道126号大牟田荒尾線	肥後銀行前～荒尾市役所前
荒尾市	市道荒尾駅停車場線	JR荒尾駅駅前広場～大島交差点
荒尾市	市道外磯境崎線	朝日区交差点～国道389号との交差点



地理院地図を加工して作成

図 6-2 対象の生活関連経路

表 6-4 実施すべき特定事業等

施設名	課題	整備項目	特定事業は○	整備目標時期			整備主体
				短期	中期	長期	
国道 389号	歩道の舗装に凹凸がある。	舗装等の改良。 (路面の凹凸改良など)	○		●		熊本県
県道 126号 大牟田 荒尾線	視覚障がい者誘導用 ブロックが連続的に設置されていない。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備。 (連続的敷設など)	○		●		熊本県
	歩道の舗装に凹凸がある。	舗装等の改良。 (路面の凹凸改良など)	○		●		熊本県
	歩道がない箇所がある。歩道 形状が不適切な箇所がある。	歩行空間の確保。	○			●	熊本県
	歩道に電柱等があり、通行しにくい。						
	歩道が狭い。						
	歩道の舗装が老朽化しており、歩きにくい。	舗装等の改良。	○		●		熊本県
市道 荒尾駅 停車場線	視覚障がい者誘導用 ブロックが連続的に設置されていない。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備。 (連続的敷設など)	○		●		荒尾市
	横断勾配がきつい。	勾配のきつい個所の改良。 (歩道のセミフラット化または横断勾配、波打ち歩道の部分的解消)	○		●		荒尾市
	歩道と車道の間に段差があり、通行しにくい。	歩道と車道の段差部 (2cm以上)の解消。	○		●		荒尾市
	歩道の舗装が老朽化しており、歩きにくい。	舗装等の改良。	○		●		荒尾市
市道 外磯 境崎線	視覚障がい者誘導用 ブロックが連続的に設置されていない。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備。 (連続的敷設など)	○	●			荒尾市
	歩道の舗装に凹凸がある。	舗装等の改良。 (路面の凹凸改良など)	○	●			荒尾市
	歩道が狭い。	歩行空間の確保。	○	●			荒尾市
	歩道に電柱等があり、通行しにくい。						
	横断歩道上にグレーチングがある。	横断歩道の改良。 (横断歩道の位置変更及びグレーチングの改良など)	○	●			荒尾市
	側溝蓋の隙間が大きく、白杖がはまってしまう恐れがある。 (視覚障がい者)	側溝蓋の改良。	○	●			荒尾市
	雑草がたくさん生えているため、地面の高さが分からず危険である。	雑草の除去。舗装等の改良。	○	●			荒尾市

6-5 路外駐車場特定事業等

(1) 対応方針

- ・ 駐車場と JR 荒尾駅駅前広場との安全は歩行空間の連続性を確保するとともに、ベビーカーや高齢者も安心して使用出来るよう、JR 荒尾駅駅前広場の再整備と合わせて駐輪場も含めた駐車場内の安全な通行空間の確保に努めます。
- ・ オストメイト対応への改善など、JR 荒尾駅の駅舎改良と合わせて誰もが安心して利用できる屋外トイレの整備を行います。

6-6 都市公園特定事業等

(1) 対応方針

- ・ JR 荒尾駅の改修やあらお海陽スマートタウンの整備によって観光客などの利用増加も想定されるため、くつろぐことができるようベンチなど休憩スペースの充実や安全に出入りができるよう接道部の改良整備など、利用者の視点に立ち、誰もが利用しやすい公園のバリアフリー化を推進します。

6-7 建築物特定事業等

(1) 対応方針

- ・ 荒尾市役所や銀行など、高齢者や障がい者をはじめとした多くの人の利用が見込まれる建築物は、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（通称：やさしいまちづくり条例）に基づいた施設（通路やスロープ、エレベーター、トイレ、駐車場等）のバリアフリー化を推進します。
- ・ 周辺道路から出入口までのアクセス向上・連続性に配慮したバリアフリー整備を推進するとともに、館内での受付案内、トイレ・エレベーターなどの各施設への、誰もが分かりやすく到達できるように引き続き案内誘導を行います。
- ・ 重点整備地区内の施設はもちろん、商業施設等市内の多くの利用者が見込まれる建築物については、第4次荒尾市障がい者計画に基づきバリアフリー化を推進します。

(2) 各施設の課題及び実施すべき特定事業等

表 6-5 実施すべき特定事業等

施設名	課題	整備項目	特定事業は○	整備目標時期			整備主体
				短期	中期	長期	
荒尾市役所	① 道路から入口、案内施設への経路						
	入口が暗いため、点字ブロックが分からない。	照明の確保又は視覚障がい者誘導用ブロックの改良。	○			●	荒尾市
	正面玄関に向かう視覚障がい者誘導用ブロックのレイアウトが不適切である。	視覚障がい者誘導用ブロックを改良。	○		●		荒尾市
	障害物等の影響で通路の幅が狭い。	職員による対応の充実。		継続して実施			荒尾市
	館内の案内板が分かりづらい。	案内板の改良。	○	整備済み			荒尾市
	② トイレ						
	入口が狭く、通りづらい。	職員による対応の充実。				継続して実施	荒尾市
	オストメイト対応トイレが設置されていたが、通路が狭く、車いす利用者が曲がり切れない。						
	③ 通路・垂直移動施設						
	館内に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	職員による対応の充実。		継続して実施			荒尾市
連絡通路に段差がある。	段差の解消。	○			●	荒尾市	

6-8 交通安全特定事業等

(1) 対応方針

- ・本構想においては、生活関連経路上にある信号機が設置されている主要交差点を対象に、安心・安全に横断できるようバリアフリー化を推進します。
- ・周辺のまちづくりによる道路（歩道）利用状況の変化に応じて、主要交差点の音響信号の設置・押しボタン設定の見直し等を含めた施設の改良を図ります。

(2) 各施設の課題及び実施すべき特定事業等

表 6-6 実施すべき特定事業等

施設名	課題	整備項目	特定事業は○	整備目標時期			整備主体
				短期	中期	長期	
主要な交差点	横断歩道が消えかけていて見えにくい。	薄い箇所の横断歩道の引き直し。	○	●			公安委員会
	音響信号が設置されていない。	スマートタウン整備等、今後の周辺のまちづくりによる道路（歩道）の利用状況を見ながら音響信号の設置等を検討。 （地域等関係者と調整をしながら対応を検討）	○			●	公安委員会

6-9 教育啓発特定事業等

(1) 心のバリアフリーとは

令和2年のバリアフリー法（“高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律”）改正により、バリアフリー基本構想に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である「教育啓発特定事業」が創設されました。

(2) 心のバリアフリーに関する課題

障がいや障がい者に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くためには、本市に暮らす全ての人の障がいに対する理解を深める必要があり、障がいについての正しい知識の普及啓発により理解の促進を図っていかねばなりません。

(3) 対応方針

第4次荒尾市障がい者計画に基づき、啓発・広報活動を行い、障がいに関する理解促進を図ります。

(4) 各施設の課題及び実施すべき特定事業等

表 6-7 実施すべき特定事業等

課題	整備項目	特定事業は○	整備目標時期			整備主体
			短期	中期	長期	
障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることの理解促進。	学校におけるバリアフリーに関する指導等の実施。	○				荒尾市
	バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する広報啓発活動の実施。	○	継続して実施			荒尾市